

財産の無償貸付について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

1 財産の表示

(1) 土地

| | |
|-----|-------------------------|
| 所 在 | 安芸高田市高宮町原田字宮原 500 番地 15 |
| 種 別 | 普通財産 |
| 地 目 | 雑種地 |
| 地 積 | 1,393 m ² |

(2) 建物

| | |
|-----|-------------------------|
| 所 在 | 安芸高田市高宮町原田字宮原 500 番地 15 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 |
| 面 積 | 64 m ² |

(3) その他

| | |
|-----|-----|
| 浄化槽 | 1 基 |
|-----|-----|

2 相手方

所 在 東京都中央区八丁堀 3-9-7

名 称 ビューティサポーター株式会社

代表者 代表取締役 伊丹 彰

所 在 広島県広島市東区光町 2 丁目 6 番 31 号

名 称 キョクトウ高宮株式会社

代表者 代表取締役社長 田中 謙二

所 在 広島県安芸高田市高宮町原田 500 番地 1

名 称 株式会社 SK サービス

代表者 代表取締役 川村 勝彦

3 貸付条件

下水処理施設の用途に供するもの。

4 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。